

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月7日 10時06分ごろ
発生場所	石川県加賀市加佐ノ岬西南西方沖 加佐岬灯台から真方位248° 2.7海里付近 （概位 北緯36° 19.1′ 東経136° 15.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート海詠丸は、航行中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海詠丸、5トン未満（長さ2.87m） 244-21422石川、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力3.7kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア62mm、使用燃料ガソリン、平成17年 6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.7m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、次の釣り場に向けて全速力前進で航行中、突然、船外機が停止し、始動を試みたものの始動できなかったため118番通報を行い、来援した巡視艇によりえい航された。 本船は、船外機の点火プラグの給電線接続用キャップが劣化して端子から外れ、導通不良が生じて給電されない状態となっていたことが判明した。
分析	本船は、船外機の点火プラグの給電線接続用キャップが劣化した状態で航行中、端子から外れて導通不良が生じたことから、給電されず、船外機が停止して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機の点火プラグの給電線接続用キャップが劣化した状態で航行中、端子から外れて導通不良が生じたため、給電されず、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長及び機関整備者は、船外機の点火プラグの給電線接続用キャップを定期的に点検し、劣化を認めた場合は交換すること。

